

産業活性化・雇用対策特別委員会会議録

平成20年 1 月24日

場 所 第5委員会室

平成20年1月24日（木曜日）

説明のために出席した者

午前10時1分開会

会議に付した案件

○概要説明

農政水産部

1. 本県の農業法人の現状と取組状況について

商工観光労働部

1. 製造業の事業所数等について
2. 製造業の技術力向上支援について
3. 平成19年度の企業誘致の状況について

○協議事項

1. 委員会報告書骨子（案）について
2. その他

出席委員（13人）

委員	長	外山	衛
副委員	長	武井	俊輔
委員		外山	三博
委員		福田	作弥
委員		徳重	忠夫
委員		十屋	幸平
委員		河野	安幸
委員		山下	博三
委員		鳥飼	謙二
委員		長友	安弘
委員		権藤	梅義
委員		前屋敷	恵美
委員		川添	博

欠席委員（1人）

委員		星原	透
----	--	----	---

委員外議員（なし）

農政水産部

農政水産部長	後藤	仁俊
農政水産部次長 （総括）	西田	二郎
農政水産部次長 （農政担当）	黒岩	一夫
農政企画課長	玉置	賢
地域農業推進課長	岡崎	吉博
営農支援課長	米良	弥
農産園芸課長	小八重	雅裕
畜産課長	荒武	正則
農村計画課長	佐藤	公一
担い手対策監	土屋	秀二
農業改良対策監	吉村	豊
消費安全企画監	吉田	周司

商工観光労働部

商工観光労働部長	高山	幹男
商工観光労働部次長 （商工担当）	河野	富二喜
商工観光労働部次長 （観光・労働担当）	後藤	厚一
部参事兼商工政策課長	内戸保	博秋
新産業支援課長	矢野	好孝
地域産業振興課長	工藤	良長
経営金融課長	古賀	孝士
労働政策課長	西	盾夫
企業立地対策監	森	幸男
地域雇用対策監	金丸	裕一
工業技術センター所長	河野	雄三
新産業支援課副参事	藤野	秀策
食品開発センター所長	青山	好文

事務局職員出席者

政策調査課主事	近田	暁洋
---------	----	----

○外山 衛委員長 ただいまから産業活性化・雇用対策特別委員会を開会いたします。

当委員会の活動も残すところわずかとなりましたが、本日も含め、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日の委員会の日程でございますけれども、お手元に配付の日程案をごらんください。まず、農政水産部に本県の農業法人の現状と取り組み状況について説明をしていただき、次に、商工観光労働部に、製造業の事業所数等について、製造業の技術向上支援について、平成19年度の企業誘致の状況について、説明をいただきます。その後に委員会報告骨子（案）について協議をお願いしたいと思いますが、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛委員長 それでは、そのように決定をいたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時3分再開

○外山 衛委員長 委員会を再開いたします。

農政水産部においでいただきましたので、早速ですが、概要説明をお願いいたします。

○後藤農政水産部長 農政水産部でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

本県の農業、それから水産業を取り巻く情勢につきましては、大変厳しい状況にございますが、農政水産部一丸となりまして、農業・農村、水産業・漁村の振興に全力を尽くしているところでございます。委員長を初め委員の皆様には今後ともどうぞよろしく御指導、御鞭撻の

ほどお願い申し上げます。

まず、お手元の特別委員会資料、1枚お開きいただきたいと思っております。本日の議題等書いてございますが、まず、本日出席しております幹部職員の紹介につきましては、1ページの名簿でかえさせていただきたいと思っております。本日の議題になりますが、2の本県の農業法人の現状と取り組み状況につきまして、法制度の概要、さらには農業法人化に際しての支援策等について、この後、地域農業推進課長から御説明させていただきます。

私のほうからは以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○岡崎地域農業推進課長 それでは、本県農業法人の現状と取り組み状況について御説明いたします。

委員会資料、2ページをお願いいたします。まず、1の農業法人の現状でございます。農業法人は、農業に関する事業を行う法人の総称ということで、農地を所有、使用し、野菜などの農業生産を行う農業生産法人と、畜産や農作業受託などの農地を必要としない一般農業法人とに分かれます。また、法人の設立形態も、農協法に基づく農事組合法人と、会社法に基づきます株式会社や合資・合名・合同会社などの形態がございます。なお、有限会社につきましては、平成18年に施行されました会社法によりまして株式会社の一形態とされましたので、従前の有限会社は特例有限会社と表記いたしております。

中ほどの図に示しておりますとおり、本県では、平成19年1月1日現在、525の農業法人が活動しております。このうち、農地を使用する農業生産法人が240法人で45.7%を占めております。また、設立方法別では、特例有限会社が79

%の415法人あり、最も多く、その内訳は、農業生産法人が197法人で47%、一般農業法人が218法人の53%となっております。

次に、(2)の類型別の状況では、畜産が285法人の54%と最も多く、以下、野菜、花卉の順となっております。

3ページをお願いいたします。2の他産業からの農業分野進出の状況についてであります。他産業から農業に参入する場合、会社の定款等を変更し、経営の一部門として農業を始める場合と、新たに別会社を設立して農業を始める場合があります。平成19年1月の調査では、40法人が他産業から農業に参入いたしております。そのうち24法人が農業生産法人となっております。(1)の業種別の参入状況では、建設業からが15社の37.5%で最も多く、次いで農産物卸業者となっております。(2)の生産品目別の参入状況では、野菜が20法人と半数を占め、次いで畜産が12法人で約3割となっております。野菜生産に取り組んでおります法人のうち、4分の3を占めます15社は露地野菜の生産に取り組んでおります。また、そのうち5社は建設業からの参入となっております。

4ページをお開きください。農地を利用して農業に参入する法人形態についてであります。農地を利用して農業に参入する場合、農業生産法人を設立する場合と、平成17年から始まりました特定法人貸付事業を利用する二つの方法がございます。

まず、(1)の農業生産法人を設立する場合がありますが、農業を行おうとする法人が農地の所有権や賃貸借権、使用貸借権等を取得するためには、農地法第2条第7項に規定されております農業生産法人となる必要があります。このためには、法人要件、構成員要件、役員要件、事業

要件の四つの要件を設立時だけではなく会社設立後も満たしている必要があります。まず、アの法人要件でございますけれども、平成13年3月からは株式会社にも認められております。ただ、上場している株式会社の場合、法人の構成員となります株主が変動することから、定款に株式の譲渡制限のある株式会社に関り農業生産法人として認めることとされております。

イの構成員要件につきましては、農業者や農協だけでなく、法人と継続的な取引関係にございます食品加工業者やスーパーなども農業生産法人に出資することで構成員になることができます。

次に、ウの役員要件につきましては、役員総数の過半が、原則、年に150日以上、法人の行う農業に従事し、かつその過半が農作業に60日以上従事することとされています。その下に例を書いておりますが、役員3名の法人の場合、2名の役員が法人の行う農業に150日以上従事し、その過半、1名では要件を満たさないために2名となりますが、この2名が農作業に60日以上従事する必要がございます。なお、ここで言う法人の行う農業従事は、農作業だけではなく、法人の経理や営業といった管理業務や加工などの農業法人に関連する業務もいいということになっております。

エの事業要件は、法人の売り上げの過半が農業及び農業関連事業である必要があります。農業関連事業は、加工、販売、農産物の受託、ライスセンター等の共同利用施設の設置運営などとされております。

次に、(2)の特定法人貸付事業を利用する場合がありますが、担い手の高齢化や減少により地域農業の担い手が確保できず、耕作放棄地が相当程度発生している地域においては、平成17年9

月より、農業生産法人でなくても、例えば株式会社〇〇といった企業形態のまま農地を活用した農業生産が可能となっております。アの法人要件は、業務執行役員のうち1人以上の者が150日以上農作業または農業に係る法人の管理運営業務に従事していれば、上場している株式会社あるいはNPO法人でも可能となっております。

イの参入できる区域は、耕作放棄地の解消が困難な地域となっておりますが、本県では全市町村で参入可能となっております。また、この特定法人は、耕作放棄地または耕作放棄地になるおそれのある農地を核に、その周辺の農地も含めて利用することができます。

ウの農地の借り入れにつきましては、特定法人として農業に参入を希望する法人と市町村とがその事業計画等について協定を結んだ上で、県の農業振興公社やJAが行っております農地保有合理化事業により農地を借り入れることとなります。

特定法人が農業を休止するなど市町村との協定に違反した場合、農地利用に関する契約が解除されますが、協定に違反しない限り契約が解除されることはありません。また、土地所有者との了解が得られれば、借入期間の延長も可能であります。なお、全国では平成19年9月までに256社が特定法人として農業に参入しておりますが、本県での参入実績は現在のところございません。

5ページをお願いいたします。4の農業法人化等に対する支援についてであります。県では経営体質の強い担い手の育成を図るため、農業経営の法人化を推進するとともに、他産業から農業参入を希望する法人などが円滑に地域農業に参入できるよう支援いたしております。ま

ず、①の新規農業法人経営安定支援事業は、地域農業の担い手であり、重要な地域雇用の場となる農業法人の育成を加速するため、法人化して5年以内で雇用者をふやす農業法人を対象として、経営規模の拡大に必要な農業機械・施設の整備を支援しております。平成18年度に8法人、平成19年度に9法人に対して支援を行ったところでございます。

②の異業種参入支援事業は、他産業から農業参入を希望する法人に対し、県農業会議が事業主体となり、研修会や個別相談活動を行っており、またこの個別相談活動と並行いたしまして、行政書士、司法書士あるいは税理士、社会保険労務士などを派遣し、円滑な農業参入や参入後の経営安定を支援いたしているところでございます。

③の企業等農業参入支援加速リース事業は、国庫事業でございますけれども、国が一般企業などの農業参入を平成22年までに500社にするという目標を掲げ、特定法人貸付事業を活用した企業の農業参入を加速させることといたしまして、平成19年度に本事業を創設したものでございます。他産業から農業に参入する場合に必要な農業機械・施設を県農業振興公社が取得し、参入企業にリースする事業で、当該公社の取得経費を無利子で国が貸し付ける事業でございます。なお、本県においてまだ実績はございません。

次に、6ページをお開きください。農業法人に対する技術支援などについてであります。①の農業改良普及センターによる技術指導につきましては、他産業から農業に新規参入した法人や新しい品目に取り組もうとする農業法人などを対象に技術指導を行うとともに、法人に就職した社員についても指導しているところでござ

います。

また、②の社団法人宮崎県農業法人経営者協会によります指導助言は、農業法人の情報交換の場を確保し、経験豊かな農業法人から新規参入農業法人へのきめ細かな指導助言を行いますとともに、経営力を強化するため、他産業や産学官連携による情報交換会などを開催いたしております。

また、(3)にありますとおり、他産業から農業に参入した特定法人であっても、市町村から経営改善計画の認定を受けることで認定農業者となりまして、国、県の補助事業や制度資金、税制などの支援措置を受けることができます。

7ページをお願いします。最後に、参考資料といたしまして、本県で他産業から農業に参入した事例を紹介いたしております。事例1は、建設業者が焼酎業者と提携した原料カンショの生産を行うために、農業生産法人を立ち上げ、参入した事例で、カンショの生産に必要なつる切り機や掘り取り機等の整備を県単独事業で支援しているところがございます。事例2は、農産物卸業者が提携している給食や生協などに安定的に供給するため、農業生産法人を立ち上げ、参入した事例で、需要に応じた生産量を確保するため、一時期30ヘクタールまで拡大いたしましたけれども、生産技術の不足あるいは台風災害などによりまして経営が安定しなかったため、現在、10ヘクタール規模にいたしております。

次に、8ページをお願いいたします。事例3は、食品加工会社が原料を安定供給するため、契約農家と農業生産法人を立ち上げた事例で、青ネギだけでなく、他の原料についても検討が進められていると聞いております。また、事例

4は、山間地域の建設業者が高齢化などで耕作放棄地となった農地の復元を行いながら、農業生産を行っているものであります。

最後に、9ページでございますけれども、事例5は、高齢化した地域の担い手の要望にこたえるため、建設業者が茶の収穫作業を受託しているものであります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○外山 衛委員長 御意見、質疑等ございましたら、お願いいたします。

○福田委員 農業生産法人につきましては、かなり脚光を浴びまして、一時期はマスコミをにぎわせたわけではありますが、最近、小康状態であります。いろんな事例を御説明いただきまして、成功した事例あるいは頑張っている事例ありますが、もう一つ、実際農業をやっている方が農業生産法人を設立した事例もあるわけでありまして、この方々のものについてはここではフォローされておきませんが、今、私が御相談受けている案件で大変厳しい案件がございます。若手の農業者が農業生産法人という、見方によっては、いろんな補助事業や助成措置がありますから、バラ色に見えたんでしょうね。それに飛びついて、設立して、やってみたが、うまくいかない。その後、資金的に行き詰まりを来す。こういう事例等も出ているわけございまして、県下で農業者みずからがつくった生産法人でうまくいっている例、あるいはちょっと厳しいなという事例、いろいろあると思いますが、その辺の状況を教えてほしいんですが、きょうは他産業やあるいはそれに付随する法人等からの農業生産法人への参入でございましたから、ほぼマスコミ等で出ていた材料でありますから、わかるんですが。

○岡崎地域農業推進課長 法人ということをつくっているものですから、今、手元にはございませんが、例えば農業者の方が農業生産法人を立ち上げて成功しているといえますか、やっているのは、児湯郡にあります河野農園さん、ああいうところは非常に成功している。ミニトマトの生産でございますけれども、成功している事例だろうと思っております。また、その他の事例についてはちょっと整理させていただきます。

○福田委員 当委員会でも河野農園、視察をさせていただきますまして、立派な成功事例の一つだと思っております。私もよく知っている人でしたから。その反面、非常に厳しい方もいらっしゃるようでありますから、その辺もひとつフォローをお願いしたいと思います。

私は、宮崎県の農業をこれから支えていく上で、農業者、みずからやっている人で拡大志向の方は農業生産法人をつくっていかれると思いますが、そうでない方は、現状維持の方はそんなにメリットのあるものじゃないと思いますが、その農業の周辺産業、ここでは農業生産物の卸等が出ていましたが、このあたりの方々が今から後継者不足で本県の主力でありますハウス園芸等があいてきますね、離農されまして。その辺の受け皿として非常に有効だということを近隣の事例から見ておりまして、ぜひその辺も取り組んでいく必要があるんじゃないかと思っております。これは農業団体がみずから借りることもいいですし、あるいは青果の商いをやっている皆さん方が新たに農業生産法人を起こしてつくることも大事と思いますが、その辺も取り組んでみる必要があるなど。せっかく過去いろんな資金を投下して、県内に多くの園芸ハウス等をつくっている。それが後継者不足で空きハウスになる。もったいない。そういう気

がいたしますから、これについてはどうお考えでしょうか。

○岡崎地域農業推進課長 本県の農業の担い手を育成するためには、委員おっしゃいましたとおり、農家、農業法人、集落営農組織などなど多種多様な担い手の育成が大切であるとまず考えております。その中でも、先ほど委員おっしゃいましたように、限りある資産でございすし、農業につきましては、御案内のとおり、初期投資の軽減というのが一番大切である。非常に大きな投資が要りますので、そのためには、今、委員がおっしゃいましたような空きハウス等の情報を集めて提供するというのも重要でございますし、また一部ではそういうこともやっておりますので、今後そのあたりをまた関係機関とも協議しながら、構築していく必要があると考えております。

○徳重委員 農業は非常に難しいと思います。生産したものが販売されて所得につながらなければ意味がないと思うんです。どうしたら生産したものが適当な価格で販売できるか。先ほど農業法人と一緒に視察した例の都農の河野さん、ここは、御案内のとおり、ちゃんとした販路をしっかりと確保されているということが大きいと思います。そして、技術的にもすばらしいものができていると考えますときに、法人を幾らつくっても、これがちゃんと販売できるようなルートに乗るかということが非常に大事だと思うんです。そこで、法人も単体ではなかなかうまく販路に乗せきれない。ならば、農協なり、何らかの大きな組織とうまくタイアップして、定時・定量・定質の産物を生産するほかにいんじゃないかと思うんです。そういった指導がなされないと、法人をつくってやればよいということではいけないし、さらに農産物、

特に耕種農業、一般農業にあつては連作障害というのも当然出てくるわけです。そうなってきますと、いいものがとれないとなれば、圃場を作物ごとにリンクしながら作付していくと。この法人はことしはこういうものをつくり、B法人はこういうものをつくりというような形でお互いに連携をとり合っていないと、法人の存続すら難しくなるんじゃないかと。1年目はよかったが、ここに書いてあるように、技術が伴わなくてうまくいかなかったと。30ヘクタールまでは一挙に2～3年でぐっといくんだけど、その後が技術的なもの、あるいはそういった生産が、いい品物ができないというようなことでだめになったんじゃないかなと思うんですが、そういったことを考えると、うまくやっていかなきゃいけない、どこが中心になるかということですね。単体の法人だけでは非常に厳しいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○岡崎地域農業推進課長 その点につきましては、全く委員のおっしゃるとおりだと思っています。私どものほうで担い手の総合的な支援をいたしますために、県の担い手支援総合推進協議会というのをつくっておりますし、地域でも、県、JA等々が、関係機関が全部集まりまして、地域のそういう担い手協議会をつくっております。したがって、その中で、法人が地域に参入することになりましたら、地域の農業者の方とうまくそこは一緒にお互いに上がっていくということが一番大事でございますので、そういう指導をやっていく必要があるということが一つございます。

それから、先ほど御説明しましたけれども、社団法人農業経営者協議会というのがございます。これは95社ぐらい今、加入しておりますけ

れども、そういう協議会もございますので、そういうところと協議しながら、そういう新規の農業法人に対する指導等もやっていきたいというふうに考えております。

○徳重委員 継続しなければ、投資したものが全く返ってもきませんし、そのまま借金として残ってしまいますから、ぜひひとつそういった組織づくりをしっかりと行政のほうでは進めていただかないといけないかなと思っております。

○十屋委員 教えてほしいんですけども、4ページの農地を利用して農業に参入する法人形態として(1)と(2)があるんですが、(2)のほうは全国では256社が参入しているけれども、宮崎ではまだないというお話だったと思うんですが、文章を見る限りにおいては、県内では適用しにくい条件か何かあるんですか。

○岡崎地域農業推進課長 まず、これにつきましては、市町村のほうで構想の中に位置づけをしていただく、それで地域に参入できるようになるということで、それにつきましては、本県では全市町村で参入可能となるということで、市町村側の受け手はそれで終わっております。あと、一つには、始まったばかりということもあって、九州でも半分ぐらいしかまだ実際に参入した県はないんですけども、今後は、これはそのままの形態で参入できますので、こういう事業を伸ばしていきたいと。特に障壁というのはないんですけど、市町村のほうは協定を結んで、会社さんの経営形態であるとか、どうやりますかとか、そういうところをきちんと聞いた上で市町村と協定を結んで、それからやるということになりますので、そのところをいろいろ手続的なものでやっているんだと思いますが、障壁的なものはないというふうに考えております。

○十屋委員 株式会社でも建設土木だけではなくてほかのいろんなところ、参入しやすいのかなと思って見ていたんです。ということは、市町村と契約を結ぶところが、市町村のほうにそういうふうには募集しないという語弊がありますけれども、取り組まれているのか取り組まれているのかというのとはどんな状況なんですか。

○岡崎地域農業推進課長 市町村につきましては、今、農業委員会の総会あたりにお邪魔いたしまして、特に耕作放棄地の解消にも有効な手段の一つになりますので、そのあたりを含めまして、市町村のほうにはいろいろと推進のお願いをしているところでございます。

○十屋委員 県から今、お願いしているということで、今後そういう動きが出てくるというふうに見てよろしいのでしょうか。

○岡崎地域農業推進課長 そういう動きを市町村のほうでぜひ出していただきたいというふうには考えております。

○十屋委員 最後のページ、9ページで五大建設さん、ここで労働力の提供の開始ということで平成15年ぐらいからやられているんですけども、お茶摘みの作業の手伝いをしているんだと思うんですが、それに従事する社員の方が2名ということで、五ヶ瀬はお茶で有名なので、おいしいお茶が作られているので、2名の方が常時は行ってなくて一時短期的なものなのか、それとも常時すべての最初から茶摘みまで作業をされているのか、そのあたりはどうなんですか。

○岡崎地域農業推進課長 ちょうど茶摘みのころは工事が出ませんので、その期間を使ってやっているようでございます。

○十屋委員 ということは、まるっきり異業種

参入というよりも、お手伝いをしている部分のほうが大きいと。労働力提供で、お茶の生産には直接的にはかかわりがないと。私たちもいろいろ農業の方から聞くと、建設産業も苦しいとはいいながら、農業はやっぱり経験もいろんな技術も必要で、悪いかどうか別にして、農業をなめるなよみたいなことも聞くんです。異業種参入がなかなか進まないのもそのあたりも、先ほど徳重委員も言われたように、技術的なものが難しいのかなと。そして、もうけなきやいかんということで、我々もいろんな面で参入してほしいと思うんですが、土木サイドの予算からしても少ないし、農政サイドのいろんな事業があるにしても、額的に先ほど県単事業のやつでも2,400万でしたか、機械等の支援事業、県単でも144万と2,400万、これで促進が図れるのかなという思いもあるんですけども、そのあたりは予算的にはどうなんですか。

○岡崎地域農業推進課長 確かに委員おっしゃるとおり、農業に参入する場合、資金が要りますし、その前にまず土地が要りますし、いろんな機械等が要りますし、農業の技術が要ります。そういう複合的な経営、それからもうからなくちゃいけないということがございますので、なかなか厳しいと思います。ただ、事業につきましては、これが全部で足りるかどうかというのは難しい話だと存じますけれども、そういう参入したいという方にこのあたりからまずやっていきたいと。それといろんな説明会で説明しておりますので、個別にいろいろ相談を受けて、その中で、この事業に乗っていただけるような人について具体的に指導助言を行っているところでございます。

○権藤委員 私は、お願いを込めての話なんですけど、事業転換とか、農業分野で採算がとれる

ということは非常に難しいと思うんです。そういう中で、行政としてもっと業種別のデータ整理とか、これだけの土地とか、これだけのハウスで何人の従事者でやったら、これぐらいの売り上げとか、経費がかかりますよと。もちろんそれに突っ込んでいく個人は、その数倍の情報を整理して決断が必要なんですけれども、それが今の場合には全然、オーソライズされた、こうだよという専門分野ごとの情報が整理されていないんじゃないかという感じがするんです。やっている人は大体のことは、感覚はわかっているんだろうと思うんですが、そこが整備されていって、今度はまた中央あるいは人口集中地域の消費の問題等を念頭に置きながら、実際に自分がそこに踏み込んでいこうとする人はかなり情報を集めて決断していく、資金的なものを準備する、そういうふうになっていくと思うんですが、今の場合には、建設産業が厳しいからということで、農業分野あるいは福祉分野、いろいろ言われていますが、特に土地は宮崎県の場合には十分あると思うんです。技術もある程度あるんじゃないかと思うんですが、しかし、今以上に農業分野に踏み込んでいくだけの生産や出荷や採算性というものがあるのかどうかということは、専門でやっている人もわからないんじゃないかという気がするんです。例えば農協の中には部会とかそういうものがあるんじゃないかと思うんですけれども、その部会ごとに、モデルでもいいんですけれども、そういうものをある程度、採算性がとれるためには、ハウスの場合にはキュウリだったらこういう事例がありますよというようなものをそれぞれの業種ごとに示しながら……。今を見てみると、個人が踏み込んでいくかどうかということであって、踏み込んでいく場合にはこういう支援

の制度がありますよということなんです、農業サイドとしては本当は、農業分野で平均年齢が70歳とかあるわけですから、5年、10年したらやれなくなる。そういうときに、宮崎の今、全国で5～6番目と言われる生産額を維持するためには、畜産分野ではこういう姿が望ましいと。ピーマン、野菜、それぞれあるわけなんですけれども、あるいは売り値がこう上がったり下がったりしたときは限界で、これはやれませよと。そういうものをある程度行政として整理していく中で、専門分野に踏み込んでいく人の一つの判断材料を提供するという部分が今まで整理されていないんじゃないか、そういう気がするんです。

したがって、県の行政だけでは絶対難しいだろうと思うんですが、農協さんとかいろいろチームを組んで、そういう結果的には将来の宮崎県の農業の分野ごとの生産体制が、きちっとしたものじゃないけれども、大体こういう姿に行くべきだというものも逆を言えば描かれていないんじゃないか、そういう気がしているので、今後、雇用の問題等で農業分野に進出してくれる若い人たちがいないと農業が維持できなくなる、しかし進出した人が不幸になるような非常に厳しい過酷な条件ばかりがあるということでも、行く人がいなくなるんじゃないか。結果的には、今の高齢者の人がやめたらそれが放棄地になったり、農家戸数が一どきにぐっと下がる時期が来たりというようなことだと、宮崎の農業というのは維持されないんじゃないか、そういう気がしておりますので、我々の雇用の問題というところにやっぱり共通するところはあると思うんです。農業がどういうふう将来宮崎は進むべきか、そのための条件は何なのかということ整理してもらおうことがまだ十分

じゃないなど、足りんなというような気がしておりますので、お答えがあればお答えいただいて、聞きたいと思います。

○米良営農支援課長 例えば農業参入する場合にどういう品目でどういう栽培規模でやっていったらいいのかというようなことが一番初めに問題になるわけでございますけれども、そういった意味の経営管理指針というのを、各地域にあります農業改良普及センターごとにその地域に合った主な品目について指針をつくっているところがございます。当然、個別農家を中心にしてつくっておりますけれども、どのくらいの規模でやったらどのくらいの所得を得られる、大体500万以上ぐらいの所得が得られるような規模で、こういう規模でやればこの程度ができますということでの指針をつくっております。それらを参考にしながら、法人として参入される方々についても、さらに経営計画の作成指導や技術の指導、こういうものをやりながら、できるだけ経営安定させていくように指導していらっしゃるところでございますし、今後もそういうふうに進めたいというふうに思っております。特に技術と販売、販売のところそれぞれ個別個別で対応しなくちゃいけないところでございますけれども、技術も含めて総合的に支援していきたいというふうに思っています。

○権藤委員 概念的なことは余り言いませんけれども、個人で取り組んでいく場合には個人の責任範囲でできるんです。会社組織とかということになると、お金を投資して、従業員を雇って、営利企業でいけるか、こういうことで非常に難しいと思いますので、地域なりに適地とか、児湯郡あたりでもここの地域は何がいいというのを前、描いたことがあると思うんですが、そういう一つの条件を、普通の農業に取り

組んでいこうという人のために判断材料を、今の指針プラス、さっき言いましたように売り値の推移とか、そういったことを含めた形で、個人あるいは取り組む個人企業というか、単体としての企業が検討として判断していくことかもしれませんが、そういうことを今後ぜひ整理していただきたいということを要望したいと思います。

○米良営農支援課長 まさにそのとおりだろうと思います。法人経営体、組織経営体としてのモデルもある程度はつくっておりますけれども、今ありましたように、個別個別でやっぱり大分状況が変わってくるだろうと思いますから、いろんなデータを総合的に考えながら、指導してまいりたい、支援してまいりたいというふうに思います。

○外山三博委員 農業法人の立ち上げをするというのは、資本的なこともあるし、いろんな手続、いろいろありますね。お聞きしたいんですが、今ある会社が、具体的に一番わかりやすい例として、酒造メーカー、焼酎メーカーが芋を材料として使うということで、会社の定款を変えて農業生産もやると。農業法人じゃないから土地は取得できませんね。リースで土地を借りて芋を生産していく、この場合、制約はあるんですか。

○岡崎地域農業推進課長 この場合、農地を所有しなくても、農地の権利の設定になりますので、使用貸借権、賃貸借権、これについてもすべて農地の権利になりますので、今おっしゃった例でそのままではできないということになります。したがって、特定法人貸付事業であれば、この事業を利用すれば今の会社のままで可能ということになります。

○外山三博委員 最後に言われた条件、どうい

う条件があれば酒造会社が農業することができ
るんですか。

○岡崎地域農業推進課長 今の会社がそのまま
の形態で定款変更して参入したいということだ
したら、農地を使用する場合は、現時点では特
定法人貸付事業に乗っていくという方法しかご
ざいません。

○外山三博委員 最後に言われた事業をもう
ちょっと詳しく言ってください。

○岡崎地域農業推進課長 まず、要件といたし
ましては、4ページの(2)のアをごらんいた
きたいんですが、株式会社そのものはできます
ので、株式会社であってもNPO法人であって
も可能と、形態としては結構でございます。た
だ、役員の要件として、1点だけございます。
業務執行役員のうち1人以上の者が耕作等、い
わゆる農業に従事するという要件がございま
す。この2つをクリアしていただいて、市町村
に行っていただきまして、市町村に農業経営の
計画であるとか、そういうのを出した上で、市
町村と協定を結んでいただいて、そして参入が
可能と。協定を結んだ上で、農地を借りるとき
に、今度は例えばJAの農地保有合理化法人が
ありますので、そこから農地を借り入れるとい
う形になります。

○外山三博委員 市町村と結ぶ協定の中身とい
うのはどんな要件があるんですか。

○岡崎地域農業推進課長 ここはいろいろとご
ざいますけれども、例えば耕作等の事業の内
容、そういう事業を行うための農地の面積、地
域の農業における当該法人の役割分担、例えば
水管理をしますとかそういうもの、それから協
定の実施の状況について報告いたしますと、そ
ういうような状況、それとあとは役員要件、役
員についてこの方を出しますと。一番大事なの

が、何をやりますと、例えば果樹をやりますと
か、露地野菜を生産しますとか、そういうもの
が必要となります。

○外山三博委員 今まで県内で株式会社がこの
形で協定を結んで農業分野に出た例というの
はあるんですか。

○岡崎地域農業推進課長 これは17年にできた
制度でございますが、現時点で本県では事例は
ございません。

○外山三博委員 農業法人で酒造会社が3社
入っていますね。これは、農地法人は別組織で
立ち上げたということですか。

○岡崎地域農業推進課長 すべて土地を利用す
る場合、農業生産法人を立ち上げたという形で
ございます。

○外山三博委員 なぜ聞いたかということ、五ヶ
瀬の造園業のヤナセ緑化さんというのが水の仕
事を始めて、五ヶ瀬で水をくんで天照水という
形で販売したんです。そのときに社長から聞い
た話で、造園業と余り関係ないわけですから、
別法人を立ち上げをしたいということで銀行に
相談したところ、新しい法人だから信用力がな
いと、今までの企業体でやれば銀行もバック
アップしますということで、ヤナセ緑化の事業
部としてやっているんです。今いろいろなぜ聞
いたかということ、例えば酒造会社が別法人を立
ち上げる、そのことを銀行に相談に行くと、多
分その辺のところ、資金はどうですかと、そ
うなれば今の酒造会社でおやりになったらどう
ですかという話になるわけです。新規に農地法
人を立ち上げるということは、人材面、資金
面、ハードルが高くなる。特に酒造会社なんて
いうのは、材料は全部農産物ですから、米、
芋、そうなると、その辺のハードルが少し低
くなれば、そういう形で農業分野に進出しやすく

なるんじゃないかという感じがするものだから、こういうことをお聞きしたんですが、どうでしょうか、その辺のところは。

○岡崎地域農業推進課長 国がこの事業を創設したのは、今まさに委員がおっしゃいましたように、株式会社がそのままで参入できるように。参入するためには別会社をつくる。別会社をつくるためには登記も必要でございますし、いろいろ資本力とかそういうのも必要でございます。そういうことから、直接参入できるようにしたのがこの事業でございます。

それともう1点は、この事業は所有権は認めません。あくまで賃貸借権に限ると。というのが、株式会社でございますので、やはりそのところは一定の網をかけなくちゃいけないということがございます。

もう1点は、この事業で、先ほどちょっと漏らしましたが、参入できる場所は耕作放棄地あるいは耕作放棄地となろうとする農地、今、耕作放棄地じゃないけれども、例えば来年あるいは再来年にはもうリタイアしてつくる人もいない、そういう農地を中心にやっていただきたい。ただし、その農地を中心にすれば、それ以外の農地、例えばここに農地がありまして、その周辺の農地も欲しいという場合は可能となるということでございます。

○外山三博委員 最後の部分でずっと言われたことがこの事業のポイントで、最初にそういう話をしてもらえばわかったんですが、そういう意識でこういう方向で考えておられるとわかりました。結構です。

○外山 衛委員長 関連ですけれども、特定法人貸付事業を利用するための県の要綱とか条件のペーパーはないんですか。そういうものがあれば、後日で結構ですからいただければ、いろ

んな条件がクリアできますものね。

○岡崎地域農業推進課長 後ほど要綱、要領、あるいは先ほど委員おっしゃいました協定書の案といいますか、例文について提出したいと思えます。

○十屋委員 一般農業法人、それから農業生産法人が設立して事業に乗るまでは大体どのくらいの年数、めどを皆さんの頭の中では考えておられますか。個別にそれぞれの状況は違うと思うんですが、そこに一步踏み出すためには、何年をめどにペイして利益を上げてという、当然法人であればそういう計画を立てるんですが、行政側としてはどのくらい、会社の体力もありますので、それぞれここにあります野菜、露地と施設、畜産等いろいろありますけれども、実例としてはどのくらいをめどに考えておられるんですか。

○米良宮農支援課長 当然、最初に経営計画をつくって、投資の回収見込みを含めながら、立ち上げるわけでございますけれども、大体5年間ぐらいの計画をつくりまして、その中で黒字化していくという、基本的には最初からある程度とんとんでいかないと、運転資金が回らないということになりますから、できるだけ1年、2年で黒字が出るような形での経営計画が立てられるような方式じゃないと無理だろうというふうに考えております。ただ、果樹とかあるいは畜産、こういったものについては回転がちょっと遅いですので、当然3年、4年と長い期間がかかると。その間の資金力が問題になるということだと思います。

○十屋委員 先ほどなぜ県単事業の話をするかとなったときに、それぞれの資金力がなかなか厳しいので異業種参入が進まないというのが現実としてありますので、いろんな貸付金事業と

かもあるんでしょうけれども、そのためにはやっぱり保証があったりとかいろんなものが出てきます。そのあたりを解消しないと異業種に入っていくというのには難しいのかなというふうに思っています。どんどん進めてほしいと思いつつながら、なかなか進まないという矛盾したところがあるので、もう少しそのあたりをきちんと整理する必要があるのかなと思っております。意見だけです。

○岡崎地域農業推進課長 今、委員のおっしゃっていましたことで補足させていただきますと、先ほどちょっと御説明したんですが、19年度から国庫事業として、企業が参入するときの機械・施設等、リースで貸し出すという制度も、5ページの③に載せておりますが、こういう事業も新設しております、国のほうでもそういうのに向けて今いろんな支援体制を検討しておるところでございます。

○山下委員 過去、異業種参入をされた方、私も、問題点が何かありますかと、そういうことでいろいろ話を聞いているわけですが、飛び地が多いということで農地の集積が難しいと。先ほどもちょっと出ておるんですが、いわゆる非耕作地というような条件不利地が多いんです。大体そういうところをつくっておられて、農業参入されているものですから、利益が残らない、作業性が悪い、こういう問題が出ていますが、その辺の把握はされておりますか。

○岡崎地域農業推進課長 特に北諸のほうだろうと思いますが、法人の方からそういう話は何回かお聞きしておりますし、また直接見えて、そのあたりの農地情報とかそういうのを整備すべきだという話も伺っております。現在、農地情報についてもいろいろ整備に取りかかっているんですが、個人情報との絡みもあるものです

から、現時点で完全には進んでいないんですけども、そのあたりの情報を整備して、それから農地保有合理化事業がございますので、このあたりを利用して集積が進むようにする必要があります。ただ、その地元に、法人もですけども、農家の方がいらっしゃいますので、その方たちとの調整をうまくやる必要がありますので、そのあたりを地元の担い手推進協議会等で十分協議してまいりたいというふうに考えています。

○山下委員 これが待ったなしだろうと思うんです。それと基盤整備のおくれているところ、ここが大型機械を入れようとしても効率が悪い。もろもろの問題を抱えていますから、基盤整備の今後進められる可能性とか、その辺の検討というのはされておるんでしょうか。

○佐藤農村計画課長 今の農地集積に絡めて、私たち基盤整備部門といたしましては、県の中長期の土地改良事業計画をもとに今、計画的に進めているところであります。北諸地域におきましても、法人が幾つか入っておられて、農地集積と基盤整備を絡めて事業を進めていくというような形で、畑地帯総合整備事業、かなりまだ賦存量ございますけれども、そういった国営事業の水と絡めてまたそれも推進しているというふうな状況であります。委員おっしゃいますように、農業生産の基盤となる、私たちの基礎となる部分というのがどうしても今後の農業の展開を進めていく上で基本となるところで、積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

○山下委員 担い手の農家対策もそうなんですけれども、農地の基盤整備、そして農地の集積というのは生産性を上げる上で待ったなしでありますから、このようなことも十分検討しなが

ら、さらにこういう推進していく上では待ったなしの条件でありますから、整備をしていただきたいと思っています。

それと、米づくりに参入された方が今、米の値下がりです。元も子もないと。反当7万、8万残っていた分が実質、30キロの玄米で7,000何ぼぐらいしかしない。前、高いときは9,000円ぐらいしていた時期があるんですが、収益性がないということで撤退したいとか、苦勞されているんですが、米の見通しとか、せつかく参入された方ですから、その辺の対応というのを把握されていますか。

○小八重農産園芸課長 今おっしゃられたように、非常に米の値段、下がってしまっていて、見通しがわからないところですが、いろんな説があって、今が底だという人もいらっしゃいますし、もう少し上がってくるのかなという話が最近では業界のほうでは出ています。ただ、以前みたいな9,000円とかそういうところは非常に厳しいと思います。それと、ことしから生産調整、ちょっと厳しくなっていますので、その辺とのかみ合いもあって、そういう規模、それと品種含めて今、検討させていただいているところです。また、情報等はおつなぎしたいと思います。

○山下委員 転作問題も後ほど触れようと思ったんですが、水田を管理していく上で、米の作りやすいところはいいんですが、やはり転作不可能なところがあるんです。その辺も地域性に合った何らかの支援措置と申しますか、転作ができないところは飼料米のことも検討しておられるようでありますから、今後、自給飼料を高めていく上でも、転作作物として、水稲しかできない、乾田でない地域、その辺も一体性を持って異業種参入された方に、農業参入された

方はそういうところしかつくっておられないんです。条件のいいところは担い手の人たちがほとんどつくっておられるわけですから、そういう総体的な問題も整理して、農業に取り組みやすい条件整備をしてほしいという思いがあります。よろしくお願いします。

○小八重農産園芸課長 飼料の問題もありますので、積極的にことしから飼料米も含めて検討させていただいて、幾つかの展示圃なり、また実際に大規模につくったりということで取り組むように進めています。これは飼料稲も含めて一つの大きな、うちの県として、条件不利地については米を二つに分けてつくるということの頭の切りかえが必要になってくると思っています。

○鳥飼委員 もう時間がありませんので、1点だけ。隣の長友さんに宮崎県の農地はどれぐらいあるんですかと聞いたら、7万ヘクタールということです。農家が5万1,000戸、販売農家が13万人、生産高が3,300億、所得が484万円と書いてありますけれども、これは本当かなと思ったんですが、それは余分なことなんです。いろいろと議論があっているんですけども、農業生産法人とか株式会社、いろいろありましたが、本店と申しますか、親会社と申しますか、それが県外にあるところ、そこが農業生産法人をやっているとか、把握しておられればどのような状況なのかということをお尋ねしたいんですけれども。

○岡崎地域農業推進課長 先ほどの525法人の中では、本店が他県にあるというのはございません。

○鳥飼委員 ということは、宮崎県の農地を使っているところで関連の会社が他県にあるというのはないというふうに理解していいんです

か。

○岡崎地域農業推進課長 この525法人の中ではございませんが、例えば新聞で御承知かと思いますが、北海道の農業生産法人が日南市のほうで期間借地的に冬場の農地を使って参入してきたという事例がございます。

○鳥飼委員 そういう場合は、宮崎県の農業生産法人ではないんですけれども、いろんな条件がありましたね。それはいろんな条件が当然かかってくるというふうに思っていますか。

○岡崎地域農業推進課長 農業生産法人の要件は全国一律でございますので、北海道のほうで農業生産法人としてやっておられると。しかも、役員とかそういう要件も全部満たしている。こちらにそういうことで出てきていますけれども、地元においても責任者の方なり置いて、それから市町村と十分協議をした上で、冬場のキャベツでしたか、それをつくるために入ってきているという例でございます。

○鳥飼委員 そうしますと、あの事例ぐらいですから、日南市ですか、そんな大した面積ではないと思うんですけれども、基本的に私どもが考えるのは、宮崎県の農業をどうやって発展させていくかというときに、例えば商業で言えばイオンが入ってきているんですけれども、イオンが宮崎でやって、もうからなければ撤退して帰っていく、後は寂れた宮崎だけが残るといったようなことでは困るといのが基本的にあるんです。農業生産法人のいろんなお話もお聞きをしましたけれども、宮崎県の進めていく方向性としては、地場のといいますか、地元の農家の支援ということにもちろんなっていくんでしょうけれども、そういう事例が出てきた場合は基本的な対応というのはどんなふうになるんでしょうか。イオンとかそういうものが来ても同

じように、先ほど言った特定貸付事業とか恐らく使えるだろうというふうに思うんですけれども、それに対する対応とかについてお尋ねしたいと思えますけれども。

○岡崎地域農業推進課長 法的なものと言えば対応は可能でございますが、ただ、この場合、市町村と協定を結ぶということになりますので、市町村と協定を結ぶに当たっては、地元の農業者の方、農家の方、あるいは関係機関の方、その方たちとの調整が一番大事だと思います。商業と違いまして、基盤が農地でございますので、農地は地元の農業者の方たちが所有しているものでございますので、そのあたりで、法的には可能かもしれませんが、じゃあ、出てきてすぐやれるかという、そういうことにならないのかなというふうに考えております。

○長友委員 基本的なデータだけ教えてください。525法人の構成人数というのは大体どれぐらいですか。

○岡崎地域農業推進課長 雇用者数ということではよろしいのでしょうか。525法人の中で、これは会社のほうに報告といたしますか、お願いでとっておりますので、全部は来ていないんですが、報告のありました402法人、525法人の中の402法人から報告をいただいたところなんですが、その中を見ますと、雇用者数は4,723名、平均14名ということになっております。

○長友委員 もう1点だけ。集落営農、大体県の指標というのがあると思うんですけれども、どれくらいを指標にして、今どれくらいできているのか、それをちょっと。

○岡崎地域農業推進課長 目標を100の集落といたしまして、現時点で51設立しております。

○黒岩農政水産部次長 先ほど525の法人のうち

で親会社が県外の会社のものはないというふう
に申しましたけれども、もう一回つぶさに調査
をいたしまして、報告をしたいと思いたすので、
よろしくお取り計らいをお願いしたいと思
います。

○外山 衛委員長 それでは、終了いたしま
す。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時7分休憩

午前11時10分再開

○外山 衛委員長 委員会を再開いたします。

商工観光労働部にお越しいただきましたの
で、概要説明をお願いいたします。

○高山商工観光労働部長 商工観光労働部でご
ざいます。

本日は、お手元にお配りしております特別委
員会資料の目次にありますとおり、3点、製造
業の事業所数等について、製造業の技術力向上
支援について、平成19年度企業誘致の状況につ
いて、御説明を申し上げます。詳細につきましては、
担当課長等から御説明させていただきます
ので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○工藤地域産業振興課長 資料の1ページをお
開きください。製造業の事業所数等についてで
あります。表は、工業統計調査結果の従業員4
人以上規模の事業所の平成8年から平成18年ま
での事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推
移を示しております。上段が宮崎県で、下段の
ほうに参考として全国の状況を記載してありま
す。本県の各項目の動きは、全国の状況とほぼ
同じ動きとなっております。まず、1の事業所
数は、この表にはございませんが、バブル景気
が崩壊した平成3年をピークに減少を続けてお
ります。平成18年では、1,697の事業所となって

おります。2の従業者数は、同じく平成3年を
ピークに減少を続けておりましたが、平成18年
に15年ぶりに増加に転じて、現在平成18年では
5万9,049人となっております。3の製造品出荷
額等は、平成14年を谷として上昇傾向にありま
す。平成18年では1兆3,321億円となっております。

この表にはございませんが、1事業所当たり
の従業者数は、本県が34.8人、全国が31.8人
と、全国より3人ほど多い従業者数となって
おります。一方、1事業所当たり及び1従業者当
たりの製造品等出荷額は、全国平均の6割程度
となっております。生産性が全国と比べ下
回っている状況にあります。このような状況か
ら、海外や国内の製造業者との競争に勝ち残っ
ていくためには、設備の近代化等により合理化
を進めるとともに、技術力や開発力の向上など
を図ることによって取引拡大を目指すことがさ
らに必要と思っております。このため、希望す
る中小企業に対しまして、技術力向上や取引拡
大などの支援を行っているところであります。

説明は以上であります。

○矢野新産業支援課長 次に、製造業の技術力
向上支援について説明させていただきます。2
ページをお開きください。県内の製造業の振興
を図るために技術力向上が大変重要でありまし
て、県では工業技術センターなどを中心に技術
者を対象とした研修を実施するなど、その支援
に努めているところでございます。本日は、主
な取り組みや実績について紹介させていただきます。

まず、1番の工業技術センター及び食品開発
センターの主な取り組みでありますけれども、
(1)技術指導・相談は、企業からの相談に対し
て生産工程の合理化・省力化、技術開発、新製

品開発等の指導を行っております。平成18年度は両センターで2,608件の相談に対応しているところでもあります。

次に、(2)の技術者に対する研修でございますけれども、これは、みずから研究開発が行える中堅技術者の養成を図りますために、先端技術に関する基礎理論、応用知識等について講義や実習などを実施しているところでございます。平成18年度の実績は、工業技術センターのCAD/CAMによる生産合理化研修など、両センター合計で21テーマを実施しまして、延べ受講者は677人となっております。

次に、(3)の企業等への巡回訪問であります。これは、職員が企業等へ直接赴いて、生産技術等に関する情報の提供や情報収集、技術指導などを行うものでございます。平成18年度は両センターで273件実施したところでございます。

次に、2番目の機械技術センターの主な取り組みでございます。機械技術センターは、県北地域に多く集積しております機械金属工業の振興を図るための施設でございます。延岡市の鉄工団地内に設置しております。まず、(1)の技術指導・相談でございますけれども、企業からの相談に対してセンターの機器を利用して技術指導などを行っております。平成18年度は354件の相談に対応しているところでございます。

次に、(2)の基礎技術研修・技術講習会でございますけれども、これは、工作機器等の操作方法や企業現場が抱える技術的課題等をテーマに、平成18年度は三次元測定機研修など26回の研修を実施しております。延べ受講者数は204人となっております。なお、この資料には掲げておりませんが、このほかにNCプログラム作成技術など、主に8つのコースで専門技

術研修というも行っております。これは18年度569件で、652人の受講もありました。

最後に、(3)のテクニカルフェローシップでございます。この事業は、高度な技術の継承を通じまして若手技術者の養成を図るために、熟練技能者がマンツーマンでものづくりのノウハウを指導するものでございまして、平成18年度から本格的に実施しているところでございます。実績としましては、溶接、旋盤、フライス、仕上げ、この4つの分野で熟練技能者9名をテクニカルフェローとして委嘱しております。これで18年度10名の受講者の育成を図ったところでございます。

説明は以上でございます。

○森企業立地対策監 資料の3ページをお開きいただきたいと思っております。本年度の企業誘致の状況についてでございます。二番目の丸印の表の過去5年間の誘致件数の表の19年度のところをごらんいただきたいと思っております。誘致件数は1月24日現在で14件となっております。また、最終雇用予定者数は791名でございます。

誘致企業の内容でございますが、三番目の丸印の平成19年度の誘致企業一覧をごらんいただきたいと思っております。業種別では、製造業が12件、情報サービス業2件でございます。誘致企業の内容といたしましては、一つに医療機器などの先端技術企業の誘致が図られたことでございます。企業といたしましては、人工腎臓を製造する旭化成メディカル、それから旭化成エレクトロニクス、これは大型液晶パネル製造工程で使用いたしますフォトマスク防じん保護膜を製造する会社でございます。次に、太陽電池を製造する昭和シェルソーラーでございます。昭和シェルソーラーにつきましては、宮崎市田野町にございます第1工場に続きまして、第2工

場を建設するものでございまして、本格的な量産を始めるものでございます。なお、昨年7月に補助金制度を改正いたしました但、大型案件の第1号となる案件でございまして。

次に、二つ目といたしまして、自動車関連の誘致が図られたこととございまして。企業といたしましては、コバテック都城、山洋製作所、ニチワ、えびの電子工業、双信電機、これらが自動車関連の企業でございまして。

次に、三つ目といたしまして、本県の豊富な水資源や森林資源を活用いたしました地場資源活用型の誘致が図られたこととございまして。企業といたしましては、ミネラルウォーターの製造を行う生駒名水、同じくミネラルウォーターの製造を行います美研でございまして。それから、フォレストエナジー門川でございまして、間伐材などを利用した木質ペレットの製造を行う工場とございまして。

四つ目といたしましては、コールセンターの誘致が図られたということとございまして。企業といたしましては、エバーライフ、健康コーポレーションでございまして。コールセンターの誘致につきましては、平成12年度から取り組みを始めた但、これまでに累計で17件を誘致しておりまして、本県でのコールセンターの集積が図られつつあるところとございまして。

地域別では、県北地域が4件、県央地域が4件、県西地域が5件、県南地域が1件とございまして。今後とも誘致活動に積極的に取り組みまして、雇用の場の確保に努めてまいりたいと考えております。以上とございまして。

○外山 衛委員長 御意見、質疑等ございましたら、お願いいたします。

○鳥飼委員 企業誘致の件で1つだけ森さんにお尋ねします。昭和シェルソーラーというのが

ありますけれども、田野にもあったんでしたかね。

○森企業立地対策監 田野町に第1工場が建設されまして、その後、今回清武町のほうに第2工場ということとございまして。

○鳥飼委員 田野の第1工場の設置といたしましては、稼働というのはいつからでしたか。誘致をしてきた経緯というのが一つあるだろうと思うんですけども、それはそれでいろんな皆さん方の取り組みがあったというふうと思うんですけども、第2工場ということと、時代にも合っているといひますか、大事な環境問題に絡むものですから、少しその辺の経緯がわかればお話をいただきたいと思ひます。

○森企業立地対策監 最初に立地しましたのが平成17年9月とございまして。経緯といたしましては、当初から太陽光発電につきましては今後非常に市場規模が見込めるということと、昭和シェルソーラーといたしましては、これは初めての事業ということとございまして、多少テストプラント的なものをつくって、それで量産の技術、ノウハウを取得した後、本格的な量産に入る、そういうふうな経緯がございまして、今回第2工場ということとございまして。

○鳥飼委員 何人ぐらい働いていて、生産状況とか、わからなければ結構ですけれども、きょうおいでの方ではあれかもしれないけれども、昭和シェルソーラーのことを聞いているんですけども、企業局になるのか、ほかのところになるかもしれないけれども、宮崎は太陽と緑の国といひて太陽が光るんですけども、自然エネルギー、商工には全然関係ないですかね。だれか答えができる人がおればと思ひて、非常に大事なことだと思ひているんです。ことしの6月にサミットもありますし、環境問題の

サミットになるんじゃないかと言われておりますけれども、宮崎県でできることは何かといった場合に、それぞれあるんですが、県庁の前にありますけれども、今、補助制度が全くなくなっていますね。そういうことに絡んで環境面で宮崎県が、売り出すというのも語弊がありますけれども、非常に大事なことでありますし、ある程度の助成策なりがあれば、みんな意識を持っていると思うんです。そういう意識を後押しするものが欠けているんじゃないかということで、NEDOのほうに移ってしまっているんですけれども、そういうことについては商工は全く関係ないですかね。

○森企業立地対策監 まず、先ほどの従業員数等でございますけれども、第1工場につきましては、現在75名の従業員数でございます。生産量といたしましては20メガワット、これは、一般家庭に太陽光発電のパネルを取りつけた場合では約5,000世帯分でございます。第2工場のほうが従業員数の予定が150名でございます。生産量につきましては、第1工場の3倍の60メガワット、世帯数にいたしますと1万5,000世帯分程度の生産量でございます。

補助制度でございますけれども、昨年7月に企業誘致関係の補助金の制度を改正しておりますけれども、その際に、進出した企業が太陽光のパネルをつけた場合につきましては、補助をするという制度を設けております。

○矢野新産業支援課長 後の質問のほうでございますけれども、宮崎県の太陽、水、空気もそうなんですけれども、自然の豊かなものを生かした産業としまして取り組んでいるのが、まさに太陽光発電というのは宮崎県にふさわしい企業ということで、企業誘致ももちろん一生懸命取り組んでおりますけれども、また今年度から

ですけれども、太陽光発電に関する事業者を育てようということでセミナー等を開催しているところでございます。来年はもっとそういうものを充実しようということで、技術講習会等も含めて考えていきたいと思っています。それとバイオ燃料関係につきましても、いろんな焼酎かすの問題とかありますから、この辺の取り組みも考えていきたいと思っておりますし、あともう一つ、宮崎県でとれる植物を利用して自動車の内装材にできないかということで、これは3年ぐらい前から大手自動車グループと、系列の会社ですけれども、そういう研究なども行っているところでございます。これは宮崎県の産業として生かせないかなということで今いろいろ各研究者、大学等も組んで頑張っているところでございます。

○鳥飼委員 直接的に商工観光労働部には関係なかったかもしれませんが、非常に大きな問題ですので、ほかのところとも関連しながら、また勉強していきたいと思っております。ありがとうございました。

○福田委員 月曜日でございましたか、県内の商工会議所と私ども商工会議に関係する議員の懇談会がございまして、国富町の商工会館でございましたが、そこで、総理の国会での冒頭の所信表明にございました農商工間連携の問題で、いわゆる国や県の補助をいただいて地場産品の開発をやって、全国発信をするという壮大な構想の説明や、あるいは既にでき上がりました品物の姿を見せていただいたわけでありませう。その中で、県内の各市町村がバッティングする商品がいっぱいありますね。素材が似通っていますから、牛肉、地鶏、キンカン、クリ、そういう素材を使ったいろんな商品開発がなされておりましたが、そこで、全国発信ですか

ら、地元のいわゆるファーマーズマーケットとか直売所で売る品物じゃございませんから、商品開発についてはかなりレベルアップをしないといけないということで、食品開発センターの件についてもお尋ねしたんですが、きょうは特産品を生かした商品づくり等での技術研修等も報告されましたが、どうかかわり合いを持っておられるのか、お聞きしておきたいんですが。

○青山食品開発センター所長 まず、後半のお尋ねで、特産品を生かした商品づくりということで、企業の技術者に対する研修ということでここに資料として挙げています。この中身を少しお話ししますと、これは18年度の事業でございます、特産品、いろいろあるんですけれども、このときのお話としましては、熊本県でいろいろお菓子とか総菜をつくっておられる方を講師として招きまして、一般的な商品開発の取り組みとか、地場産品を生かす商品づくりといえますか、そういった過程に向けてのリーダーの育成とか、それから、女性の方たちが主に食品加工リーダー的なところで活躍されていますから、そういった方たちの活動の支援のいろんな指導とか、そういうことを講師の方が説明して研修したという内容でございます。

それから、最初の前半の部分ですけれども、食品開発センターがどういった地場産品とのかかわり方でもって、商品開発の研究あたりで支援しているかというお尋ねだったと思うんですけれども、今までも食品開発センターでは、いろんな地場産品がありますので、例えば最近でいきますと、マンゴー関係を使ったジャムとか、リキュール関係、ユズリキュールとか、それぞれのものについての開発に向けての商品づくりへの支援というのをやっています。また、

国富町におきまして、現在、白玉まんじゅうということで、日もちとかそういうことをいろいろ地元のほうからの要請もございまして、何とか食品開発センターのほうで日もちができるような白玉まんじゅうはできないかということの御相談を受けて、今その支援に向けての努力というか、そういった研究もさせていただいているというような状況もあります。

○福田委員 ありがとうございます。私は、品物を一見しまして、全国展開というタイトルになっていましたから、もう少しレベルアップしないと、全国でのビジネスを展開するにはちょっと力が不足するんじゃないかという気がしまして、それも申し上げましたし、それと、各市町村間の競合品目がかなり出ていますね。その辺の調整をぜひ指導されるべきじゃないかと思います。

それから、企業誘致の関係であります、企業誘致、特に自動車関連部品について期待がかかっているんですが、私の地元では、ホンダ関連とトヨタ関連がございまして、子会社、孫会社、その下に地元のひ孫とか、そういう小さな家内工業的な部品もたくさんありまして、地元にありますから、どういう仕事をしているかよくわかっています。世界に打って出る自動車だつて、こういう家内工業の下支えがないと部品ができないということをよくわかるわけですが、そこで、孫請、ひ孫請ぐらいの方が独立されてしっかり、将来、九州が自動車アイランドということであつたわけですから、宮崎にもその効果があらわれるということを考えますと、そういう地元の技術レベルアップと受け皿づくりが必要だと思いますね。そういう面では、山洋製作所、ここを私は見ておりまして、これは前、ウナギの白焼き工場として誘致した

企業が倒産して、その後に入ったんです。たまたまこの会長がウナギの仕事をやってきた方ですから。今、ホンダの下請をやっているんですが、こういう空き工場が全県下にたくさんあると思うんです。誘致してもうまくいかなかった企業、そういう企業を調査して、その家屋等を再利用すれば非常にコストが安くて立地ができる、そういうふうに見ておまして、山洋製作所の文字を見ましたら考えたんですが、そういう地元にあって技術を持っておりながら、起業、ビジネスを起こす意欲を持っている人を助けるために、その辺のお手伝いもする必要はあるんじゃないかと考えておまして、宮崎県のいろんな下請、孫請の技術も捨てたものじゃないなと思っています。例えば溶接、フライス、仕上げ、この辺もすごい技術があることを私も知りました。例えば液晶テレビの液晶部分の型枠等のフライスなんか町工場で行っていたから、大したものだなと思っています。そういう方々が新たなビジネスを求めて展開する場合の受け皿として、そういう空き工場等の提供も必要ではないかと考えておりますから、その辺はどうでしょうか。たくさん立地しながら、うまくいわずに畳んだ工場があると思います。

○森企業立地対策監 空き工場の情報につきましては、我々のほうも各市町村のほうから情報を集めまして、一応データとして今、持っているところでございます。したがって、県外あるいは県内からそういうふうな空き工場を利用して企業立地したいというふうなケースにつきましては、そのデータに基づきまして、いろいろ御紹介をしているところでございます。

○徳重委員 企業誘致のことについてお尋ねしたいと思います。19年度14社、この中で、新規

と言ったら過ぎるかもしれませんが、先ほど出ました昭和シェルソーラーとか、旭化成関係、双信電機関係、えびの電子関係、これらは大体宮崎県に今まで立地していたと思っています。そして、さらに増設その他と考えておりますが、新しく宮崎に立地した企業というのは14社のうちの何社ですか。

○森企業立地対策監 4社でございます。企業名といたしましては、お手元の表にございますが、エバーライフ、コールセンターの健康コーポレーション、フォレストエナジー門川、美研、この4社でございます。

○徳重委員 知事も、御案内のとおり、マニフェスト100社1万人という数字を挙げてきておるわけです。新規というか、宮崎の実態を知っていらっしゃる会社がかかなり新設をされているわけですが、そこで、新規で参入をいただくということになりますと、当然それなりの条件が示されて相談に行かれると思うんですが、なかなか立地ができないということで困っていらっしゃるというか、相談で問題になっている点はこの状況の中ではどうお考えになっていらっしゃるでしょうか。

○森企業立地対策監 新規で御相談をいただく場合の一番の問題点は、まず宮崎県の状況はどうなっているかがわからないというのが進出を御検討されている企業の一番の不安点でございます。そういったこともございまして、場合によりましては、独自に県内の知り合いの企業にいろいろ状況をお話をしたりとか、そういうことがあるようでございます。誘致活動上はそういった点を私ども考慮いたしまして、なるべく進出を検討していただいている企業の立場に立って親身に御相談に乗るというふうなことで、今そういう活動は、やっているところで

ございます。

○徳重委員 知事のマニフェストを実現させるというのは大変なことだなというような印象を持っていますが、2年目が正念場と言われております。知事のトップセールスという形で、ものを売ることにについては一生懸命やっていますしやっていますが、この誘致活動についてもマニフェストの中でも非常に重要な部分だと私は理解しているんですが、1年間の中で知事が直接交渉というんですか、そういった行動があったものかどうか、それがわかったら教えてください。

○森企業立地対策監 知事のトップセールスにつきましても、積極的に取り組んでおりまして、企業の本社等に出向きまして、社長さんに直接お願いをするということもやっております。8年ぶりで行ったか、企業立地セミナー、これはほとんど県外のほうでやっていなかったんですけれども、こちらのほうも開催いたしまして、知事みずからが本県の立地環境について説明をするというふうなことで、知事のトップセールスということにつきましても、これまでは取り組んできたところでございます。

○徳重委員 知事が一生懸命取り組んでいただいていることをお聞きしたんですが、その中で、1年たちました。これだけの知名度、宮崎を全国にアピールしていただきました。宮崎はいいところですよと、住むところにしても、いろんな企業誘致があっても十分かなえられる環境がありますと、人的なものもありますと、環境もいいですよということを訴えてこられたと思いますが、知事のそういった説明や行動に対しての反応というんですか、結果論として、宮崎に行きますわとって何か出てきたものでしょうか。

○森企業立地対策監 知名度は確かに上がりまして、実際、企業が新しく投資をするということになりますと、その企業にとりましても、非常なリスクを負うものでございますので、現実的には、すぐそういうものが立地に結びつくということはなかなか厳しいかとは思いますが、ただ最近では、知事に出ていただいて、どっちにしようか、どちらの県にしようかと言っていたときに、知事から直接お誘いを受けたということで、じゃ、宮崎県にしようという動きが少しは出てきているところでございます。

○徳重委員 ぜひひとつ、せっかくこうしてみずから発表されていますから、メディアにもちゃんと行っていらっしゃるわけですから、これを一つでも実現できるように努力していただきたいと思います。

○前屋敷委員 誘致企業の関連についてお伺いしたいんですけれども、きょう5年間の資料を提示していただいておりますけれども、雇用に関してですが、19年度は雇用の目標が791で、到達が540ということになっています。過去にさかのぼって、15、16、17、18年度が出ていますが、雇用予定者数がここにあるんですが、現在の到達度といいますか、実績がわかれば、恐らく廃業されているところもあるかもしれませんけれども、そういったものもあればお示しいただいて、現在の到達度を教えてほしいんですが。

○森企業立地対策監 まず、19年度でございませぬけれども、ほとんどが操業開始前でございませぬが、現在、791名中131名の雇用が実現いたしております。それから、過去の分についてでございませぬけれども、これにつきましては、企業のほうからアンケート調査をしないと実態が把握できないというふうな状況がございませぬ。数

字が古いのでございますけれども、19年6月にアンケート調査をした結果でございますけれども、14年度から18年度まで最終雇用予定者数が6,028名でございますけれども、これに対するこの調査時点での雇用者数が4,133名ということで、率にいたしまして68.6%という状況になっております。

○前屋敷委員 アンケートの協力をいただいた結果だというふうには思うんですけども、県からの助成も支給されながらの企業ですので、やはりアンケートその他については協力を最大限いただくということも必要かというふうに思いますし、雇用に関しても、コンタクトをとりながら、やはり積極的に雇用受け入れを促していくということも県としての役割かなというふうに思っているところです。できれば資料としても、誘致企業に関してどの程度毎年県からの助成が出されているのかということも数値を示しながら、そことあわせて安定した雇用が図られるということ、もちろん正規雇用が大前提だというふうに思うんですけども、そういうところでぜひ県と誘致企業との関連を、新しい分野の開拓も必要なんですけれども、これまで誘致企業として立地されたそういう企業に対する指導や援助、そういうところにぜひ力を入れて、目的が達成されるような形で進めてほしいというふうに思うものですので、要望とあわせてぜひお願いしたいと思います。

○外山三博委員 本来だと常任委員会で議論することでしょうが、私は商工に入っていないので、景気対策、技術革新という立場でちょっと確認したいんですが、宮崎県の技術を引っ張っていくために、工業試験場がいろんな意味で下支えをしていく必要がありますね。そのときに工業技術センターの技術職の職員の異動、

基本的にはどういうスタンスで今、取り組んでおられるんですか。

○河野工業技術センター所長 私たちのセンター、工業技術センターあるいは食品開発センターありますが、現実の異動状況を見てみますと、異動はほとんどやっていないというところが基本線なんですけど、例えば機械職、化学職、電気職、いろいろあります。人事課的な言い方もかもしれませんけれども、全体の中で異動を回していくという事情もありますので、ここに来たら最後まで異動はないということではありませんけれども、基本となる人については、工業技術センターのレベルのダウンにつながってきますので、中心となる人は基本的に動かしておりません。そのほか、本人の異動希望、ここから出たいという人なんかもおりますので、ずっととめ置くこともできない場合もありますので、若干の異動はありますけれども、基本的には、普通の県庁職員の異動に比べましたら相当長いというふうに思っています。

○外山三博委員 前も同じような議論をしてきたんですが、前は結構異動させておりましたね。なぜ異動させるのかと聞くと、行政のことがわからないと自分たちがやっている技術のこともわからないというような言い方で、それはおかしいよという話をしてきました。今、世の中は技術革新が日夜進んでおります。ですから、きょう聞いて、よかったなど。研究職、技術職は相当な期間やっていって初めて民間の指導ができるということですから、今、話を聞いて安心しました。

○武井副委員長 企業誘致について対策監に2点、部長に1点質問させていただきます。

まず最初ですが、先ほどの徳重委員の質問とかぶるところがあるんですが、この14件の中で

全くの純粋な新規で来ているところが4件というように話があったんですが、私たちが一般的に、報道等でも企業誘致といいますと、イメージとして県外から新しく来たんだなという印象は持っていますし、大部分の県民の皆さんは、企業誘致の件数というのは純粋に県外から来たんだらうなというふうに思っている方も相当いらっしゃるんじゃないかと思うんですが、今後の発表の方法として、一つ意見なんです、例えばさっきの話であれば純粋に県外から来たのが4件で、増設新設ないしは新規のものは何件ですみたいな形で、発表されているのかもしれませんが、もうちょっとその辺を内訳としてきっちり発表していくべきではないかと思っております。発表の方法として、それが1点です。

もう一つは、例の50億円の話です。補助金を上げたということ、これが実際に企業を回られていてどのようなインパクトを与えているのか。また、他県と比べて、それがかなりのインセンティブとして企業に受けとめられているのか。まず、この2点をお伺いしたいと思います。

○森企業立地対策監 発表の方法でございますけれども、これにつきましては、記者発表等で、新規に進出をしたとかあるいは増設をしたとかいうふうな形で現在もやっております、明確にはっきり分けてやっているということではございませんけれども、なるだけ記者発表等の中ではそういうふうな形で今後出していきたいというふうに思っております。

それから、50億円のインパクトでございますけれども、やはり関心はかなり高くはなっております。特に大型案件等につきましては、優遇制度、補助金制度が50億円ありますねとい

う声は最近少し聞こえてきています。

○武井副委員長 発表の件については最終的には報道なりが書くところなんでしょうけれども、例えばこういったペーパーなんかでも何らかわかるようにとか、その辺もぜひ考慮していただければと思っております。

高山部長にお伺いしたいんですけれども、企業誘致に今、知事が非常に力を入れて、宮崎県の大きな課題の一つでもあるんですが、実際に企業誘致も少しお手伝いなんかさせていただいて、担当者の方なんか一生懸命されているのも本当によくわかるんですが、もうちょっと人的な拡充、組織改編もあるやのいやのという話も聞こえてくるんですけれども、スタッフ的なもの、東京も含めてですけれども、もっと拡充していくとか、その辺については部長として御見解があればお聞かせいただきたいんですが。

○高山商工観光労働部長 企業誘致を進めるときに2つポイントがあると思うんですが、1つが、可能性のある情報をいかに集めるか、あと1点、情報があったところにいかに頻繁に職員が出ていくかという、この2点があると思います。そういった形をどうやって強化していく方法があるかどうかと、それはいろいろ検討はしております。ただ、県職員の関係とかいいますと、どうしても総体的な職員の定数の問題とか、その辺もございまして、どういった工夫があるかとか、その辺はいろいろ研究をしているところでございます。

○武井副委員長 これだけ知事も力を入れて、ある意味では東国原県政の評価をはかる一番の大きな物差しにも多分なり得るようなことだと思いますので、ということは、来年の4月に向けて、外のアドバイザーとかいうことももちろ

ん含めてですけれども、拡充するということが検討していきたい。私は、ぜひそういうことをやっていただきたいと思うんですが、この体制をもっと充実させていきたいという御希望は持っていらっしゃるという理解でいいですか。

○高山商工観光労働部長 先ほど申したような2つの課題をどうやって解決できるか、その辺はいろいろ工夫をしていきたいというふうに考えております。

○武井副委員長 わかりました。ぜひ体制の拡充も含めて検討していただきますよう要望したいと思います。

○外山 衛委員長 商工観光労働部を終了いたします。御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午前11時57分再開

○外山 衛委員長 委員会を再開いたします。委員協議に移りたいと思います。まず、協議事項（1）の委員会報告書骨子（案）についてでございます。日程の次に添付しています資料1をごらんください。1ページに委員会報告書に掲載する項目を挙げております。Ⅰ、特別委員会の設置、Ⅱ、調査活動の概要、Ⅲ、結び、Ⅳ、特別委員会設置等資料の構成としたいと思います。また、調査活動の概要につきましては、委員会の調査事項やこれまでの委員会での説明事項、審議状況などを踏まえまして、1、雇用対策について、2、産業振興について、3、企業誘致についてに分けて、審議・調査の内容、委員会としての意見等についての記述をすることとしております。

次に、2ページをごらんください。2ページから4ページまでは、骨子（案）に掲げており

ます項目について、現状等や委員会での審議項目等を詳しく記載しております。なお、4ページにありますように、Ⅲの結びでは、調査活動の総括や提言を行いたいと考えております。

また、5ページには参考として当委員会の審議状況一覧をつけておりますので、ごらんいただければと思います。当委員会の報告書の作成に当たりまして、委員の皆様から御意見あるいは御要望がございましたら、お願いをいたしたいと思います。1年間の活動報告みたいなものですから、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛委員長 それでは、これまでいただきました御意見、御要望を踏まえまして、委員会報告書を作成したいと思います。なお、細かい内容につきましては、正副委員長に御一任をいただきたいと思います。

なお、今回の委員会は2月定例会中でございます。報告書につきましては、印刷の関係上、事前に委員の皆様の御了解をいただくこととなります。予定では、2月定例会の初日、2月21日に委員の皆様へ報告書案を配付いたしまして、1週間ほど時間を置きまして、書記が御意見及び御了承をいただきに伺う予定にしております。合冊して議場に配付することとなりますので、御了承願います。

今回の委員会では、2月定例会最終日に議場にて行います委員長報告（案）の御協議をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。委員長報告は委員会報告書を要約したものといたします。

次に、協議事項（2）のその他でございますが、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛委員長 次回の委員会ですが、2月定例会中の、事務局案では3月17日（月曜日）午前10時からとなっておりますので、御出席のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上で本日の委員会を閉会いたします。

午後0時1分閉会